

由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱

令和元年10月1日

由布市告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、本市に移住・定住しようとする者（以下「移住予定者」という。）等に対して、本市に住宅を確保するために必要な費用として、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 移住 県外の市区町村から由布市へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤、出向、大学進学等による一時的な転入、親族等と同居して生活を共にする場合その他これらに類する転入は除く。
- (2) 空き家 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱（平成20年訓令第109号）第4条第2項により由布市に住宅情報が登録された物件をいう。
- (3) 所有者等 移住予定者と契約締結した売家、貸家、賃貸アパート、空き家その他不動産の所有者又は管理者をいう。
- (4) 定住 将来にわたって由布市に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(補助要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

- (1) 移住予定者が市に住所を有していないこと、又は移住している者のうち、移住から1年を経過していない者であること。ただし、研修又は活動の後に定住が見込まれる「インキュベーションファーム」、「地域おこし協力隊」等、市長が特に認める活動の期間については、その期間を除外する。
- (2) 転勤、出向、大学進学等による一時的な転入でないこと。
- (3) 移住予定者が定住を誓約できる者であること。
- (4) 所有者等が家財処分又は住宅の改修を行う場合は、前3号の要件を満たした移住予定者と賃貸借契約を締結済みであること。
- (5) 住宅を賃借する移住予定者が住宅の改修を行う場合は、改修に対する所

有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権を放棄していること。

(6) 移住予定者と所有者等が3親等以内でないこと。ただし、移住予定者と3親等以内の関係にある者が移住予定者のために、空き家等の改修をし、移住予定者がその住宅に居住することが明らかであることを確認できる場合は、この限りでない。

(7) 移住予定者及び所有者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

(8) この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、当該補助金の交付年度内に完了すること。

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、限度額、申請期限及び実績報告期限は、別表のとおりとする。ただし、本事業以外に、国や地方公共団体からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、由布市移住支援事業における支援金交付要綱（令和元年告示第 号）に係る交付決定があった場合についての補助額は、この要綱による交付決定を取り消すものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第5条第1項の規定による申請は、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 承諾書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第6条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、由布市移住者等居住支援事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、由布市移住者等居住支援事業

中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) 前各号に掲げることのほか、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第9条第1項に規定する市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20%以内の増減（対象経費の費目間において流用した場合にあっては、いずれか少ない額の20%以内の増減）とする。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、申請者が補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 市長は、申請者に対し、必要に応じて事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、由布市移住者等居住支援事業実績報告書（様式第8号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による通知は、由布市移住者等居住支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、別表中(4)引越補助の項及び(5)家賃補助の項の規定については、令和元年8月1日以降移住した者について適用する。

(由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱(平成26年告示第46号)
 - (2) 由布市空き家バンク利用仲介手数料助成金交付要綱(平成26年告示第47号)

様式第1号（第5条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

由布市長

様

申請者

住 所

氏 名

印

年度において、下記のとおり由布市移住者等居住支援事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう、由布市移住者等居住支援事業
費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業完了予定年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 承諾書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第5条、第10条関係）

収支予算（精算）書

1 収入

項目		予算額 (変更後予算額)	精算額	備考
移住者等居住 支援事業	市補助金	円	円	
	自己負担金			
合 計				

2 支出

事業区分	予算額 (変更後予算額)	精算額	備考
仲介手数料補助	円	円	
家財処分補助			
改修補助			
引越補助			
家賃補助			
合 計			

(注) 精算の場合はかっこ書きに読み替えるものとする。

様式第4号（第5条関係）

承 諾 書

年 月 日

由布市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年度由布市移住者等居住支援事業補助金申請について、由布市移住者等居住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、承諾書を提出します。

なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項①】

本事業完了後、5年以上居住することについて承諾します。

利用予定者の住所			
利用予定者の氏名			印
空き家の所在地	由布市 町 番地	登録番号	

【承諾事項②】

利用予定者が、本事業を行うことについて承諾します。

所有者住所			
所有者氏名			印
空き家の所在地	由布市 町 番地	登録番号	

様式第5号（第6条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業変更承認申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度由布市移住者等居住支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（備考）

変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分は二段書きにし、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

様式第6号（第6条関係）

年度由布市等移住者居住支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度由布市移住者等居住支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

様式第7号（第7条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

由布市長



年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度
由布市移住者等居住支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定した
ので、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 由布市補助金等の交付に関する規則、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。

（備考）

要綱第6条第1項第1号の規定による由布市移住者居住支援事業変更承認申請書（様式第5号）に基づき変更交付決定する場合には、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

様式第8号（第10条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業実績報告書

年 月 日

由布市長

様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度由布市移住者等居住支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果	(1) 仲介手数料補助	事業費	_____円
	(2) 家財処分補助	事業費	_____円
	(3) 改修補助	事業費	_____円
	(4) 引越補助	事業費	_____円
	(5) 家賃補助	事業費	_____円
	合 計	事業費	_____円

2 事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業費補助金の額の確定通知書

由総政第 号
年 月 日

様

由布市長



年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度
由布市移住者等居住支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け由総政
第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円につ
いては、金 円に確定したので、由布市移住者等居住支援事業費
補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

(1) 仲介手数料補助	補助額	_____ 円
(2) 家財処分補助	補助額	_____ 円
(3) 改修補助	補助額	_____ 円
(4) 引越補助	補助額	_____ 円
(5) 家賃補助	補助額	_____ 円
合 計	補助額	_____ 円

様式第10号（第13条関係）

年度由布市移住者等居住支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

由布市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった 年
度由布市移住者等居住支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の
方法により交付されるよう、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第13
条の規定により請求します。

(1) 仲介手数料補助	_____	円
(2) 家財処分補助	_____	円
(3) 改修補助	_____	円
(4) 引越補助	_____	円
(5) 家賃補助	_____	円
合 計	_____	円